

犬山市空き家利活用補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市補助金等交付規則（昭和56年犬山市規則第10号）に定めるもののほか、犬山市内の空き家を地域の活性化、子育て環境の充実等を目的として利活用する者に対し、空き家の改修などに要する費用の一部を補助するための犬山市空き家利活用改修費補助金（以下「補助金」という。）及び犬山市空き家利活用奨励金（以下「奨励金」という。）の交付の申請、決定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 犬山市空き家等情報提供事業実施要領（平成28年8月10日施行。以下「要領」という。）第2条第1号に規定する空き家をいう。
- (2) 空き家バンク 要領第2条第4号に規定する空き家バンクをいう。
- (3) 利用者 要領第7条第4項に規定する利用者をいう。

(補助金及び奨励金対象の空き家)

第3条 この補助金及び奨励金の交付を受ける空き家は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 空き家バンクに6か月以上の期間にわたり継続して登録されている空き家であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工された建物にあっては、地震に対して安全性が確保された状態（犬山市が実施する無料耐震診断又は一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断において判定値が1.0以上と診断された状態をいう。以下同じ。）であると認められること又は

第10条の報告書の提出時点において地震に対して安全性が確保された状態とする改修工事若しくは建物（奨励金の交付を受ける空き家に限る。）に係る敷地の売却を目的とした当該建物の除却が完了していること。

- (3) 空き家バンク登録時の空き家の所有者と利用者との間に、売買契約又は賃貸借契約が締結されていること。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された建物であること。
- (5) 第7条第1項の申請前に補助金及び奨励金の交付申請が行われていない空き家であること。

（補助対象者等）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は空き家の所有者、購入者又は賃借人（空き家の所有者から当該空き家の改修に関し、書面による同意を得ている者に限る。以下同じ。）とし、奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は空き家の購入者又は賃借人とする。ただし、次に掲げる場合は、補助金又は奨励金の交付の対象としない。

- (1) 補助金又は奨励金の対象となる空き家を補助金又は奨励金の交付決定を受けた日から3年（国の空き家再生等推進事業に該当する場合は、10年）以上利活用することが見込まれないことが明らかな場合
- (2) 補助金の交付を受けようとする者が所有者の場合は当該所有者及び購入者若しくは賃借人が、補助金の交付を受けようとする者が購入者若しくは賃借人の場合は当該購入者若しくは賃借人及び所有者が、生計を同一にする者又は3親等以内の者である場合
- (3) 奨励金の交付を受けようとする者及び空き家バンク登録時の所有者が、生計を同一にする者又は3親等以内の親族である場合

- (4) 奨励金の交付を受けようとする者が、以前に奨励金の交付を受けた者の属する世帯の構成員である場合
- (5) 奨励金の交付を受けようとする者が、空き家の売買契約又は賃貸借契約の締結時に市内に居住（現に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていることをいう。以下同じ。）している場合
- (6) 奨励金の交付を受けようとする者が、空き家に居住しない場合
- (7) 市税（犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する普通税をいう。以下同じ）を滞納している場合
- (8) 偽りその他不正な手段により第7条第1項の交付申請を行ったことが明らかになった場合
- (9) 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者である場合
- (10) その他市長が適当でないとした場合
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き家の改修工事に要する費用とする。ただし、当該工事を行う事業者は、市内に事務所を有する法人又は個人に限る。

2 新築、改築、増築、移築、備品購入、加入金等に係る経費は、この補助金の対象としない。

（補助金の算定等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の額は、1件あたり40万円（国の空き家再生等推進事業に該当する場合は、1件あたり80万円）を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（次項及び次条において「申請者」という。）は、空き家の改修工事の契約を締結する前に、犬山市空き家利活用改修費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2）
- (2) 補助対象経費内訳書（様式第3）
- (3) 改修工事の見積書の写し
- (4) 改修工事内容のわかる図面
- (5) 改修工事施工前の写真
- (6) 位置図
- (7) 第3条第2号の要件を満たすことを証する書類
- (8) 建築確認済証の写し
- (9) 誓約書（様式第4）
- (10) 調査承諾書（様式第5）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、申請者が賃借人であるときは、同項第1号に掲げる書類には、空き家の所有者が署名し、又は記名押印しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、犬山市空き家利活用改修費補助金交付決定通知書（様式第6）により申請者に通知する。

2 前項の場合において、市長は、必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

（事業内容の変更等届）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる事項に該当する場合は、遅滞なく犬山市空き家利活用改修費補助金交付変更（中止）届（様式第

7) を市長に提出しなければならない。

(1) 改修工事の内容を変更するとき。

(2) 改修工事を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付決定者は、改修工事が予定期間内に完了しないとき、又は改修工事の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨を市長に報告し、その指示を受けるものとする。

3 市長は、第1項の届出があった場合は、補助金の交付決定を変更し、又は中止することができる。

4 市長は、前項の規定により補助金の交付の変更又は中止を決定したときは、犬山市空き家利活用改修費補助金交付決定変更(中止)通知書(様式第8)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、改修工事が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、犬山市空き家利活用改修費補助金完了実績報告書(様式第9)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該報告に係る第8条第1項の通知書又は前条第4項の通知書の写し

(2) 工事請負契約書の写し及び領収書又は請求書の写し

(3) 補助対象経費内訳書(様式第3)(第7条第1項の申請時から変更がない場合を除く。)

(4) 改修工事の成果が確認できる写真

(5) 地震に対して安全性が確保された状態とするための改修工事が必要な場合は、当該工事が完了していることを証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第 1 1 条 市長は、前条の報告を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、犬山市空き家利活用改修費補助金確定通知書（様式第 1 0）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 1 2 条 前条の通知を受けた者は、速やかに犬山市空き家利活用改修費補助金請求書（様式第 1 1）により、市長に対し補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（奨励金の対象及び額）

第 1 3 条 奨励金の交付の対象となる経費は、所有権移転登記手数料、仲介手数料、引っ越し費用等転居に係る経費のうち、改修工事費以外の経費とし、3万円を限度とする。

（奨励金の交付申請）

第 1 4 条 奨励金の交付を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、市内において居住を開始した後1年以内に犬山市空き家利活用奨励金交付申請書兼請求書（様式第 1 2）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象経費支払内訳書（様式第 1 3）
- (2) 売買契約書又は賃貸契約書の写し
- (3) 誓約書（様式第 4）
- (4) 市内に居住した後における世帯全員の住民票の写し
- (5) 調査承諾書（様式第 5）
- (6) 交付対象経費を支払ったことがわかる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

（奨励金の交付）

第 1 5 条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金を交付し、犬山市空き家

利活用奨励金交付通知書（様式第14）により申請者に通知するものとする。

（権利譲渡の禁止）

第16条 第11条又は前条の通知を受けた者（以下「交付確定者」という。）は、補助金若しくは奨励金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、交付確定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金若しくは奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により交付確定者に該当しないと確認したとき。

(2) 交付確定者が補助対象物件を3年（国の空き家再生等推進事業に該当する場合は、10年）以上利活用しなかった場合（市長がやむを得ない事情があると判断した場合を除く。）

(3) この要綱、関係規則及び関係法令に違反したとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金及び奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合は、犬山市空き家利活用補助金等交付決定（一部）取消し通知書（様式第15）により交付確定者に通知するものとする。

（調査に対する協力）

第18条 補助金又は奨励金の申請者は、この要綱による補助金及び奨励金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力するものとする。

（雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。